

今回の就業規則改定案について、
本要望書の内容に同意します。

2012年6月 日

所属 _____

氏名 _____

氏名を公表する [可 · 不可]

要　　望　　書

平成 24年 6月 日

大 阪 大 学 総 長 殿

平成24年5月24日付けをもって提示された就業規則案について、下記の理由により、反対します。総長は、これが大阪大学教職員の総意であることを真摯に受け止め、本就業規則改定を再考いただきますよう、強く要望いたします。

(1) 提示された給与減額割合は、極めて大きいものであり、教職員の生計に深刻な影響を与える。これは、明らかな労働条件の不利益変更であり、同意できない。

(2) そもそも国家公務員の給与額は、社会一般の情勢を勘案して人事院が適正額を決めるのが本来のルールである。それを曲げ、国家公務員の人権を無視する形で政府が給与引き下げを行ったのは、間違いである。その間違った給与引き下げに、国立大学法人が追随すべき理由は何もない。大阪大学は、政府や国民に対して、大学が教育・研究を通していかに社会に貢献しているかを説明し、教職員の給与がその対価として決して多すぎるものではないことを理解してもらう努力をすべきである。実際、同程度の規模の私立大学と比べて大阪大学の教職員の給与は顕著に低い。

(3) 大阪大学教職員は、国家財政の赤字に対して、支出抑制に努力し、また納税という形で収入に貢献するという意味で、他の国民と等しく負担を分かち合う。震災復興については、大学でなければできない方法で貢献すべきである。

(4) 今回の大幅な給与引き下げは、学内の優秀な教職員人材の流出につながるだけでなく、学外から優秀な人材を確保することを困難にし、また在籍している教職員の労働意欲の減退を招く。このようなことは、「人」が財産であるはずの大学にとって、致命的な事態である。更に、全国の国立大学法人での勤務条件悪化は、学生をはじめとする優秀な若手人材の研究者離れに拍車をかけ、日本の将来に大きな負の影響をもたらす。

(5) 運営費交付金の額が確定する前の給与引き下げは、人件費削減分が何に使われるか確証のないまま給与削減を行うことを意味する。使途不明の給与削減には理がなく、到底同意できない。

(とりまとめ責任者)
大阪大学教職員過半数代表者一同